

新発田市家庭教育推進事業実施要項

1 趣旨

家庭教育支援の施策の一環として、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、子育てサークル等が実施する家庭教育に関する活動に対して事業経費の一部を補助する。

2 対象

保護者等を対象とした家庭教育の推進に資する講演会や学習会など（複数回の開催も可）
※児童・生徒のみを対象とした事業は対象となりません。

3 補助対象経費

講師謝礼のみ

4 補助金額

- (1) 1団体上限10,000円
- (2) 市の謝礼基準により補助額が決まります。下記基準表を参照

【主な講師謝礼基準】

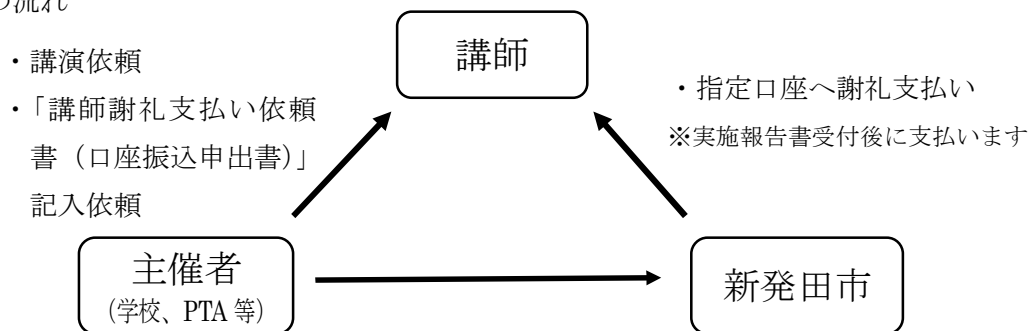
講師区分	金額（1時間）
医師・大学教授・弁護士等	10,000円
大学講師、民間団体幹部職員	6,000円
各種講座の講師、民間団体職員	4,000円
一般講師	2,500円

※講師指定口座に市から直接振込みします。

※PTA等会費から講師に謝礼を渡したのち、その分を市からPTA等の口座に補てんすることはできませんのでご注意ください。

※講師謝礼が10,000円を超える場合は、本補助金とPTA等会費と合算してお支払いするなど、主催者の判断に委ねます。

5 事業の流れ



- ・「事業実施報告書」「講師謝礼支払い依頼書」を提出（終了後10日以内）

※提出先：生涯学習課生涯学習推進係（生涯学習センター内）

6 謝礼支払方法

- (1) 講師指定口座に市から直接振込みします。
- (2) P T A会費等から講師に謝礼を渡したのち、その分を市からP T A等の口座に補てんすることはできませんので御注意ください。
- (3) 謝礼金額が 10,000 円を超える場合は、本補助金とP T A会費等と合算してお支払いするなど、主催者の判断に委ねます。
- (4) 支払希望口座が講師本人ではない場合、委任状が必要になる場合もありますので必ず事前にお問い合わせください。(ケースによっては支払いが遅くなる場合もあります。)

7 所得税について

謝礼金額から所得税等 10.21%を源泉徴収した金額で講師指定口座に振込みします。ただし、講師を派遣した企業や講師の所属する学校等の口座へ振込みをする場合は源泉徴収しない金額でのお支払いとなる場合もあります。不明な点はお問い合わせください。

8 参考（過去の実績例）

内 容
就学時健康診断における保護者への家庭教育講演会
家庭教育講演会
未来を生きる子どもたちに向けた保護者と共に学ぶ家庭教育講演会
夢を見つけることの大切さ～子どもの夢をかなえる大人のかかわり方～
学校保健委員会講演会
新入学保護者説明会における家庭教育講座（メディア編）
親子茶道体験
「親子でリトミック」
講演会～子どもの可能性は無限大、自己肯定感と心の成長～
リサイクルってすごい！牛乳パックで紙をつくろう！！
親子運動教室
親子ふれあい遊び
キャンドルデコパージュ講習会